

件名：高浜発電所4号機の蒸気発生器伝熱管損傷に係る面談
日時：令和6年1月22日（月）14：30～15：00
場所：原子力規制庁3階会議スペース及びテレビ会議システム
出席者：

原子力規制庁長官官房総務課 事故対処室
小野室長補佐、田村室長補佐
原子力規制部検査グループ 実用炉監視部門
小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官
関西電力株式会社（以下、「関西電力」という）
東京支社 技術課 チーフマネジャー 他2名

要旨：

○関西電力から、高浜発電所4号機の蒸気発生器で実施した渦流探傷検査で確認された伝熱管の損傷に関して、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、主に、以下の通りコメントした。

- ・小型カメラによる蒸気発生器伝熱管損傷箇所の調査をいつ実施するのか説明すること。
- ・2018年以降、高浜発電所3号機及び4号機においても同様の事例が発生しているが、これまで第5管支持板から上部では確認されていない。今回は第6管支持板で確認されており、過去の調査において説明があった原因と齟齬は発生しないか説明すること。

○関西電力から、以下の通り回答があった。

- ・小型カメラによる調査は、今週水曜日までに実施する予定。
- ・推定原因は今後の調査によって判明するため現時点で回答することはできない。原因が判明したら報告する。

配付資料：

資料：高浜発電所4号機の蒸気発生器伝熱管損傷について